

畜産競争力強化対策整備事業の補助対象事業費の一部が補助対象外

1件 不当金額(支出) 154万円

1 補助事業の概要

(注) 香川地域高品質牛乳生産協議会の構成員である有限会社赤松牧場は、平成27、28両年度に、畜産競争力強化対策整備事業として、地域の畜産の収益性の向上を図るために、搾乳牛舎等の整備を行った。

実施要領によれば、補助の対象となるのは、家畜飼養管理施設等及び当該施設と一体的に整備する設備の整備に要する経費とされている。そして、補助の対象となる施設とは、家畜の種類ごとに定められた搾乳牛舎等の施設であり、施設と一体的に整備する設備とは、家畜飼養管理施設と併せて設置する設備であって、給餌、ほ乳等の基本的な生産工程に直接関わり、施設で行われる生産工程の在り方の本質に関わるものであることなどとされている。

(注) 香川地域高品質牛乳生産協議会 地域ぐるみで畜産の収益性の向上を図るため、香川県、畜産農家、香川県農業協同組合等が参画する協議会

2 検査の結果

会社は、事業費2億1561万円(補助対象事業費1億9963万円)で搾乳牛舎及び搾乳牛舎と一体的に整備する設備の整備を実施したとして協議会に報告し、協議会は、会社が報告した事業費に基づいて補助対象事業費を算定した上で、香川県に対して実績報告書を提出し、同県から国庫補助金9981万円の交付を受けて、同額を会社に交付していた。

しかし、上記の事業費には、重力式擁壁、フェンス等の整備に要する経費が含まれており、これらは、搾乳牛舎等の施設ではないことから、補助の対象となる施設に該当せず、給餌、ほ乳等の基本的な生産工程に直接関わり、施設で行われる生産工程の在り方の本質に関わるものではないことから、施設と一体的に整備する設備にも該当しないものであった。

したがって、重力式擁壁、フェンス等の整備に要する経費計309万円については、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額154万円が不当と認められる。

| 部局等 | 補助事業者等 | 間接補助事業者等 | 補助事業等 | 年度 | 事業費 (国庫補助 対象事業費) | 左に対する 国庫補助金 交付額 | 不当と認 める事業費 (国庫補助 対象事業費) | 不当と認 める国庫 補助金相 当額 |
|-----------------|--------|--|---------------------|-------------|------------------------|-----------------------|----------------------------------|----------------------------|
| | | | | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 中国四 国農政 局 | 香川県 | 香川地域高 品質牛乳生 産協議会 有限会社赤 松牧場 (事業主体) | 畜産競争力 強化対策整 備 | 平成 27、28 | 2億1561万 (1億9963万) | 9981万 | 309万 (309万) | 154万 |